

アイルランド政府による外出禁止等の措置について（3月28日発出領事メール）

1 3月27日現在、政府発表によるアイルランドにおける COVID-19 感染者数は 2,121 名、うち死亡者は 22 名となっています。

2 同日夜、COVID-19 感染拡大を受けて、ヴァラッカー・アイルランド首相は演説を行い、3月28日(土)午前0時から4月12日(日)のイースター・サンデーまでの2週間、これまでの行動制限に追加して、さらに外出禁止を含む以下（1）から（11）の措置を講じると発表しました。

（1）外出禁止

各人は、以下を除くあらゆる場合において、家にとどまらなければならない。

・必要不可欠なヘルスケア、社会的介護、その他の必要不可欠なサービスの仕事であって、在宅では行えない場合に限り、通勤及び仕事のために外出すること。該当する仕事のリストは追って提示される。（27日、政府は本件リストを28日中に可能な限り早く公表する旨の声明を発表。）

- ・食品や家庭用品を買いに行くこと又は食事を取りに行くこと。
- ・予約した診察を受けること及び医薬品その他の保健のための用品を受け取ること。
- ・子ども、高齢者及び弱者の世話などの極めて重要な家庭の事情のある場合。
- ・短時間、個人的に体を動かすための自宅から2km以内の外出。家から子どもを連れて出てもよいが、2mの物理的距離を厳格に守ること。
- ・農業目的、すなわち、食料の生産や家畜の世話のため。

（2）集会の禁止

あらゆる公的及び個人的な集まりは、人数のいかんにかかわらず禁止する。ただし、一世帯又は住居をとともにする者の集まりは除く。きわめて重要な家族の事情として挙げた前記の理由によるものではない、親族への訪問も禁止される。

（3）店舗・サービスの閉鎖

必要不可欠でない店舗及びサービスが一層広い範囲で閉鎖される。これを反映するよう、今週（24日）提示された指針は改訂される。

（4）コミュニティー・センターの閉鎖

成人コミュニティー教育センター及び地方コミュニティー・センターは閉鎖される。

（5）必要不可欠でない手術等の延期

必要不可欠でない手術，医療処置，その他の公共医療サービスは延期される。

(6) 見舞い等の中止

病院，居住型医療施設，その他の居住施設及び刑務所への訪問は，情状を考慮すべき特定の場合を除き，すべて中止される。

(7) 高齢者等の遮蔽

70歳以上のすべての者及びCovid-19に対し非常に脆弱な特定のカテゴリーの者を対象として，遮蔽，すなわち「繭で包む」措置が導入される。詳細な指針は追って示される。

(8) 国内の沿岸の島嶼への行き来の制限

国内の沿岸の島嶼への行き来は，それらの島嶼の住民に限定される。

(9) 期限切れの処方箋による処方

薬剤師は，自らの臨床判断にしたがい，有効期間を過ぎた処方箋の医薬品を調剤することが認められる。

(10) 交通機関利用の制限

すべての公共交通機関の利用及びこれを用いての行き来は，必要不可欠な勤労者及び必要不可欠なサービスの提供者のみに限定される。

(11) 自宅から2km以上の外出禁止

ここに列挙した活動を除いては，いかなる理由であれ，自宅から半径2km以上の外出は禁止される。

(上記首相演説のテキストは次のURLから参照可能です。)

https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Speech_of_Taoiseach_Leo_Varadkar_27_March_2020.html

3 新型コロナウイルス関連情報については，大使館としても最新の情報の収集に努めています。在留邦人及び渡航者の皆様におかれましても，不要不急の外出を控え，感染予防に万全を期してください。在アイルランド日本国大使館のウェブサイトには，新型コロナウイルス関連情報を掲載しており，今後も随時更新していきますので，下のURLから参照してください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

4 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会 (Health Service

Executive : HSE) や、保健行政を司る保健省 (Department of Health) 等の政府機関ウェブサイトは、新型コロナウイルスの国内感染状況や対応措置についての最新情報を掲載しています。

<保健サービス委員会 (HSE) の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/coronavirus.html>

<保健省の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所 : Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号 (代表) : 01-202-8300

E-mail (領事班) : consular@ir.mofa.go.jp